

川崎市成年後見支援センターのご案内

【運営：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター】

川崎市成年後見支援センターは、川崎市の委託を受け令和3年7月に開設します。

成年後見支援センターでは、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進するため、次の4つの機能を実施します。

川崎市成年後見支援センター（中核機関）の4つの機能

① 広報機能

市民や関係機関等に、成年後見制度の普及啓発を行います。

② 相談機能

相談支援機関の権利擁護に関する相談に対してバックアップします。

③ 成年後見制度利用促進機能

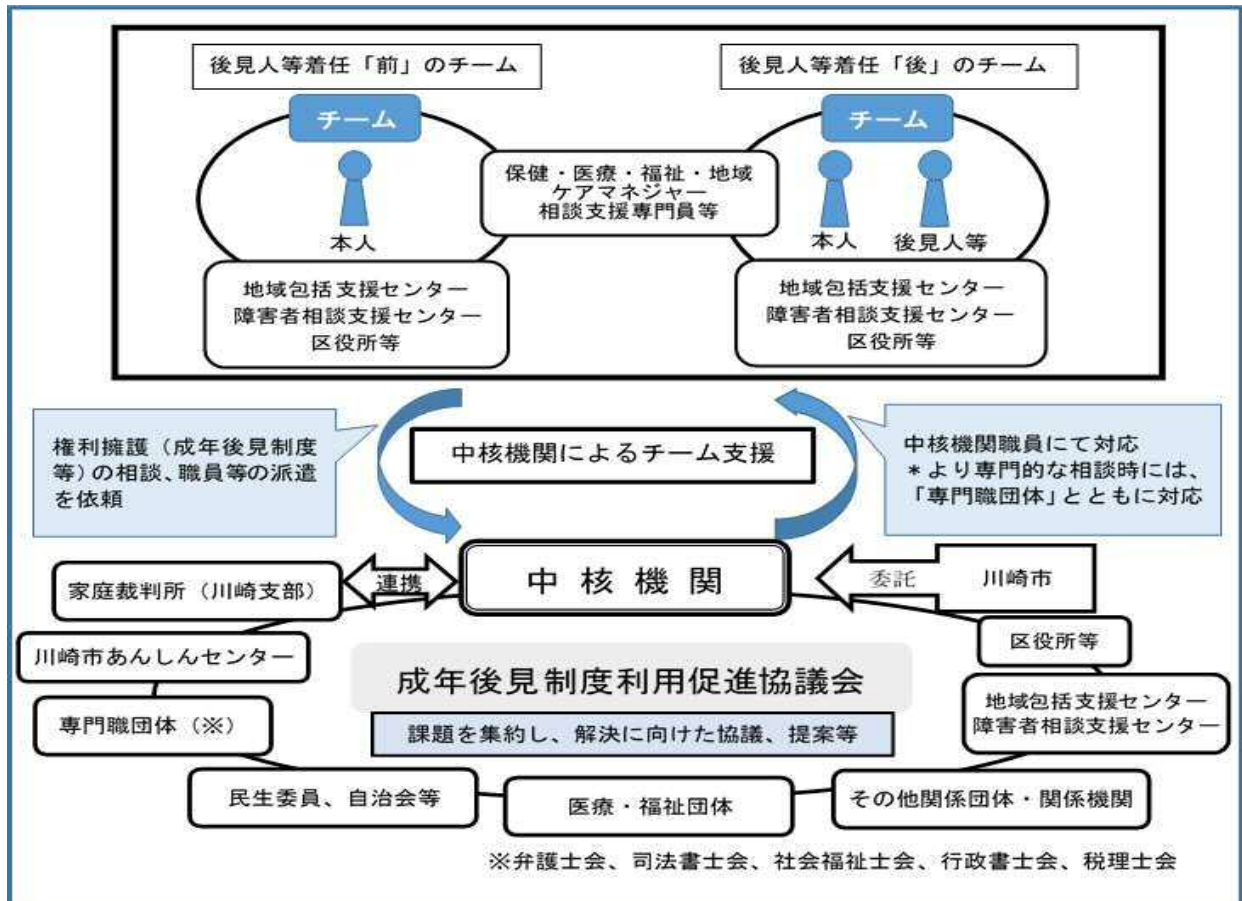
申立の支援や受任調整を行うとともに、市民後見人の養成等を行います。

④ 後見人支援機能

家庭裁判所と連携を図りながら、後見人等の支援を行います。

【地域連携ネットワーク（協議会～中核機関～チーム）概要図】（第6期川崎市地域福祉計画から抜粋）

※「中核機関」が川崎市成年後見支援センターとなります。



①広報機能

- ・パンフレットの作成
制度の相談を必要とする方の目につきやすい、福祉施設や金融機関、病院等に配架を行います。
- ・市民向けの普及啓発
成年後見制度シンポジウムや市民向けの研修を行い、制度の概要や申立ての方法等の情報を得る機会を作ります。
また、地域の集まりや家族会等に出張講座を行います。
- ・支援関係者への啓発
権利擁護に関するニュースレターを発行し、必要な制度や情報の提供を行います。
- ・成年後見制度に関する出張講座
区あんしんセンターが、成年後見制度に関する出張講座を行います。

②相談機能

- ・市民向け相談
市民からの成年後見制度に関する相談を受けます。必要に応じて地域の相談機関と連携して対応します。
- ・本人支援チームへの申立支援
成年後見制度が必要なケースで、申立に関する問題点の整理や、選任された後見人等が円滑に後見事務に入れるように、申立前後の相談支援を行います。
- ・専門職派遣（令和3年9月実施予定）
支援チームの会議等に、後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣し、成年後見制度の利用の必要性や課題点などに専門的な助言を行います。

専門職派遣について

派遣時間：1時間（原則15時～16時）

派遣日（各専門職が月1回）：弁護士：第1火曜日 社会福祉士：第2火曜日
司法書士：第3火曜日

申込：予約制。2営業日前の15時までに電話で予約をお願いします。

※本人宅や相談支援機関の相談室等に派遣となります。なお、複数回の派遣はできません。

- ・成年後見制度に関する専門相談（令和3年9月実施予定）
後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による、成年後見制度に関する専門相談を行います。

専門相談について

日時：①14時 ②15時 ③16時 ※1回50分まで

（各専門職が月1回）：弁護士：第1水曜日 社会福祉士：第2水曜日
司法書士：第3水曜日

場所：川崎市総合福祉センター6階相談室（川崎市社会福祉協議会内）

申込：予約制。1営業日前の15時までに電話で予約をお願いします。

③利用促進機能




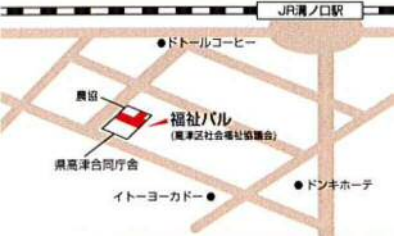

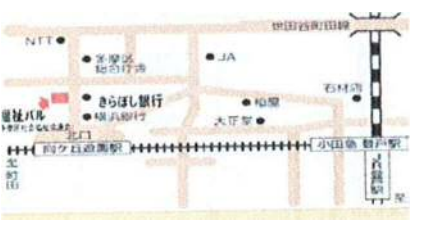

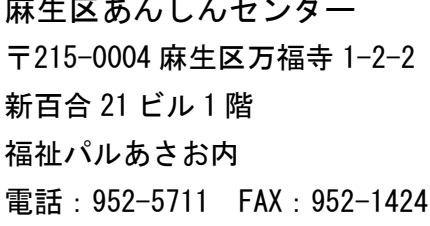
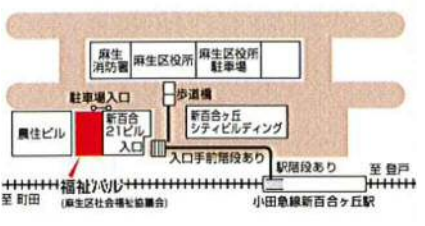
- ・ 申立書の書き方支援
市民向けに申立書の書き方支援を区あんしんセンターで行います（予約制）。
ご本人に支援チームが関わっている場合は、相談支援機関の方の同行を原則とします
（支援チームのバックアップを目的としています）。
- ・ 申立書類書き方講座の実施
年に1回、支援関係機関の職員向けに、申立書類の書き方講座を実施します。
- ・ 専門職後見人等候補者のチラシの配布（令和3年10月頃に配布予定）
本人に適切な後見人等を検討する支援として、専門職後見人等（弁護士・司法書士・
社会福祉士・行政書士）の特色や候補者紹介までの期間、問い合わせ先を示したチラ
シを配布します。
- ・ 受任調整会議の実施（調整中）
後見業務が複雑などの理由により、後見人候補者が見つからない場合に、専門職後見
人等（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）と川崎市及びあんしんセンターで
構成した受任調整会議を開催し、適切な士業の選定及び後見人候補者の推薦依頼によ
り、後見人候補者の推薦を行います。
※後見人候補者の選定が難しい場合、まずは区あんしんセンターにご相談ください。
- ・ 市民後見人の養成と支援
後見人のなり手として、市民後見人を養成し、終了後の資質向上のための研修会の開
催や、受任後の支援を行います。

④後見人支援機能

- ・ 親族後見人への支援
親族後見人に対する相談を受けます。また、親族後見人に後見業務等の支援が必要な
場合、定期的な支援を行います。また、成年後見人の役割や事務等についての研修会
を行います。

○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

<p>川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741</p> 	<p>幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577</p> 	<p>中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260</p> 
<p>高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549</p> 	<p>宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮前ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955</p> 	<p>多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第 3 井出ビル 3 階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119</p> 
 <p>社協イメージキャラクター ななふく</p>	<p>麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424</p> 	

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5

川崎市総合福祉センター 6 階

電話：044-712-8071 FAX：044-739-8737

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp

